

私立学校施設整備費補助金(教育研究施設、教育装置及びICT活用推進事業)の交付が過大

5件 不当金額(支出) 4493万円

1 補助金の概要

私立学校施設整備費補助金は、学校法人等に対して、教育研究施設の整備等に要する経費の一部を国が補助するものである。

この補助金の交付額は、教育研究施設については施設の整備に要する経費、教育装置については装置の購入等に要する経費、また、ICT活用推進事業については、情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事、装置の購入等に要する経費(これらを「補助対象経費」)の1/2以内の額とすることとされている。

教育研究施設については、私立大学等改革総合支援事業(「総合支援事業」。後掲56ページ参照)の支援対象校に選定された私立大学等が施設の整備に要する経費を補助の対象とすることとされているが、総合支援事業の取組以外の利用に供する施設に係る工事費等は補助の対象とならないこととされている。また、教育装置については、総合支援事業の支援対象校に選定された私立大学等が同事業の取組に必要な装置の購入等に要する経費について補助の対象とすることなどとされている。

ICT活用推進事業については、装置の試験調整費(試験調整費)等は補助の対象とならないこととされている。

2 検査の結果

4学校法人において、教育研究施設について、総合支援事業の取組以外の利用に供する補助の対象とならない施設に係る工事費等を補助対象経費に含めていたり、ICT活用推進事業について、補助の対象とならない試験調整費等を補助対象経費に含めていたりしていた。また、1学校法人において、教育装置について、私立大学等改革総合支援事業調査票(総合支援事業調査票)に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたのに、文部科学省は、この総合支援事業調査票に基づいて、総合支援事業の支援対象校にならない学校法人を支援対象校に選定していた。

これらの結果、国庫補助金計4493万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘要
文部科学本省	学校法人 廣池学園	研究室A棟	平成 28	円 1913万	円 956万	円 555万	円 277万	総合支援事業の取組以外の利用に供する補助の対象とならない施設に係る工事費等を補助対象経費に含めていたもの (麗澤大学)
同	学校法人 亜細亜学園	講座・講義 配信・視聴 システム導 入工事(第3 期2号館)	25	1億5811万	7905万	341万	170万	整備するシステムに含まれておらず補助の対象とならない装置の購入に係る経費を補助対象経費に含めていたもの (亜細亜大学・亜細亜大学短期大学部)
同	学校法人 帝京大学	情報メディア系授業・演習のための教育用コンピュータ装置等	26、 27	6902万	3371万	6902万	3371万	総合支援事業において総合支援事業調査票に実態と異なる大学改革の取組状況を記載していたため支援対象校にならず補助金の交付対象とならないもの (帝京大学)

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 経費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象経費	不当と認 める国庫 補助金	摘要
文部科 学本省	学校法人 片柳学園	先進クラウド環境を利用した大学 向けIT環境 の構築	平成 25	5532万 円	2766万 円	216万 円	108万 円	整備するネットワーク に含まれておらず補助 の対象とならない予備 の機器等の購入に係る 経費を補助対象経費に 含めていたもの (東京工科大学)
同	学校法人 京都精華大 学	清風館少人 数アクティ ブラーニン グ教室整備 事業	27	1129万	564万	1129万	564万	補助の対象とならない 試験調整費を除外する と補助対象経費が交付 要件の下限額未満とな るもの (京都精華大学)
計	5事業主体			3億1290万	1億5565万	9146万	4493万	